

## 8 災害補償

職員が公務上の災害（公務災害）又は通勤による災害（通勤災害）を受けた場合には、国家公務員災害補償制度により、その災害によって生じた損害の補填（補償）並びに職員の社会復帰の促進及び職員・遺族の援護を図るために必要な事業（福祉事業）が行われます。

当事務局では、迅速かつ公正な災害補償の実施を図るため、研修会を開催するとともに、監査、日常の制度照会等を通じて指導や助言を行っています。

### (1) 災害補償実務担当者研修会

災害補償業務の迅速かつ適正な運営に資するため、各実施機関の災害補償実務担当者を対象に、災害補償制度、公務災害・通勤災害の認定等、災害補償業務の進め方に関する基本的な事項に関する知識を付与する研修会を開催しました。

| 開催日   | 会場         | 参加者      |
|-------|------------|----------|
| 11月2日 | 高松第2地方合同庁舎 | 29機関 31人 |

### (2) 災害補償実施状況監査

各実施機関における迅速かつ公正な補償の実施と適正な福祉事業の実施の確保を図ることを目的として、管内の1機関に対して災害補償の実施状況について監査を実施しました。